

大阪府議会規則第 号

大阪府議会会議規則の一部を改正する規則（案）

大阪府議会会議規則（平成三年大阪府議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員長の報告) 第三十九条 (略)</p> <p>2 委員長は、前項の報告を委員会の議決により副委員長に委任することができる。</p> <p>3 第一項の規定による報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(指定者以外の退場) 第一百一条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場及び傍聴席の外に退去させなければならない。</p> <p>(電子情報処理組織による通知等) 第二百二十五条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第十九条、第三十九条第三項、第八十九条第一項、第九十条第一項及び第二百二十一条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとつた時のいずれか早い時）に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。</p>	<p>(委員長の報告) 第三十九条 (略)</p> <p>2 前項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定者以外の退場) 第一百一条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。</p> <p>(電子情報処理組織による通知等) 第二百二十五条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第十九条、第三十九条第二項、第八十九条第一項、第九十条第一項及び第二百二十一条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとつた時のいずれか早い時）に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。